

東京電力パワーグリッドの 2023 年度廃炉等負担金の確認について

(趣旨)

東京電力パワーグリッドの 2023 年度の廃炉等負担金の確認について、本年 9 月 6 日付けで経済産業大臣から本委員会に意見の求めがあったところ。

これを受け、東京電力パワーグリッドの 2023 年度の廃炉等負担金の確認について、料金制度専門会合において実施することについて御審議いただく。

1. 経緯

東京電力パワーグリッドの 2023 年度の廃炉等負担金の確認について、本年 9 月 6 日付けで経済産業大臣から、【別添 1：廃炉等負担金の確認について】のとおり、本委員会に意見の求めがあった。

これを受け、料金制度専門会合において、東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金について法令に基づく確認※（詳細は、【別添 2：法令に基づく廃炉等負担金の確認の概要】を参照）を実施することとしたい。

※ 2022 年度までは、一般送配電事業者の収支状況について法令に基づく事後評価を毎年度実施（注）しており、廃炉等負担金についても併せて事後評価を行っていた。

（注）事後評価の結果、超過利潤累積額管理表によるストック管理及び乖離率計算書によるフロー管理の一定水準を超過した場合で、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合は、電気事業法第 19 条に基づき、託送供給等約款の変更命令が発動される。

2023 年度からレベニューキャップ制度が導入されたことに伴い、2023 年度以降の一般送配電事業者の収支状況を含む事業計画の進捗状況については、レベニューキャップ制度における期中評価の枠組みで必要な検証を実施することとされ、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（20221021資第3号）」により、従来の収支の事後評価に係る規定は廃炉等負担金の確認の部分を除き削除された。

一方で、廃炉等負担金については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、引き続き確認を行うこととされている。

2. 今後の見通し

東京電力パワーグリッドの 2023 年度の廃炉等負担金について、料金制度専門会合において、法令に基づく確認を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣に回答することとする。

36 参考：電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

37 （託送供給等約款に関する命令及び処分）

38 第十九条 経済産業大臣は、供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公
39 共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、
40 前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出が
41 あつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた供給条件（次項の
42 規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は供給条件）の変更の認可を
43 申請すべきことを命ずることができる。

44 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請
45 がないときは、その託送供給等約款又は供給条件を変更することができる。

46 3 経済産業大臣は、前項の規定により託送供給等約款又は供給条件を変更したときは、速やか
47 に、その変更の内容を当該一般送配電事業者に対して通知するものとする。

48

49

50 参考：電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）

51 第2 処分の基準

52 （15）第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

53 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命
54 令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

55 ① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた
56 託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであつたとしても、例え
57 ば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく
58 不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

59 ② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）
60 第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この②において同じ。）の子会社
61 等である一般送配電事業者（以下この②において「特定一般送配電事業者」という。）であつて、
62 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度
63 の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合（ただし、現行
64 の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなさ
65 れた場合又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立
66 金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等
67 約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しな
68 いものとする。）

69

70
$$A - B \times (1 - C)$$

71

72 A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積
73 立金の額

74 B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者
75 をいい、過去に特定関係事業者であつた者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引
76 き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下このホにおいて同じ。）であつて、小売電

77 気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定小売電
78 気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下このホ
79 において「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気
80 事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気
81 事業者又は発電事業者へ承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事
82 業を営む者（以下このホにおいて「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又
83 は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除
84 く。）

85 C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者
86 の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業
87 者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特
88 定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

89 なお、上記の判断に当たっては、託送供給等利用者と一般送配電事業者との間に託送供給等約
90 款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合におい
91 て、その過程において得られた情報を勘案することとする。

経 済 産 業 省

別添 1

20240903資第2号
令和6年9月6日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

廃炉等負担金の確認について

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（15）に基づく廃炉等負担金の確認にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

・東京電力パワーグリッド株式会社

法人番号 3010001166927

法令に基づく廃炉等負担金の確認の概要（東京電力パワーグリッド）

別添 2

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月（一部は2020年3月）施行）。

＜東京電力PGにおける値下げ命令に関する評価基準の概要＞

- ・ 以下の基準に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動する

東京電力グループ他社の 資金負担との比較

※ 当該基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

- ・ 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合

算定式 $A - B \times (1 - C)$

A：廃炉等積立金の額

B：東京電力グループ他社（東京電力EP、東京電力FP、東京電力RP及びJERA）の経常利益の合計値

C：東京電力PGの有形固定資産比率